

平成30年5月11日 18時45分

福岡県保健医療介護部
がん感染症疾病対策課感染症対策係
長田、中村
内線 3079・3080
直通 092-643-3268

麻しん患者の発生について（第2報）

平成30年5月11日、筑紫保健福祉環境事務所管内の医療機関から麻しんの届出がありましたのでお知らせします。

1 患者

（1）年齢等

30歳代、男性、福岡市博多区在住

平成30年5月2日に公表した麻しん患者に係る健康観察中の方

（2）経過

5月 1日 医療機関を受診（麻しん患者と接触した可能性あり）

5月 9日 午後8時から午後8時半頃 筑紫野市内の大型商業施設を利用

5月10日 発熱、結膜充血し、医療機関を受診

県保健環境研究所にて遺伝子検査を開始

5月11日 遺伝子検査で麻しん陽性が判明、受診医療機関から発生の届出

2 行政対応

筑紫保健福祉環境事務所及び福岡市博多保健所が連携して患者、家族及び医療機関に対し健康調査、疫学調査を実施し、二次感染予防の指導を行っています。

なお、患者の行動履歴等、詳細については調査中です。

《県民の皆様へ》

- 症状（別紙参照）から麻しんが疑われる場合、事前に医療機関へ電話連絡の上、速やかに受診してください。
- 受診の際には、感染を拡大させないように公共交通機関等の利用は控えてください。
- 麻しんウイルスの空気中での生存期間は2時間以下とされています。現時点で患者が利用した施設等を利用されても、当該患者を原因とする麻しんウイルスに感染することはありません。

《医療機関の皆様へ》

- 発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、麻しんの予防接種歴の確認等、麻しんの発生を意識した診療をお願いします。
- 患者（疑い含む。）は、個室管理を行う等、麻しんの感染力の強さを踏まえた院内感染対策を実施してください。
- 臨床症状等から麻しんと診断した場合には、速やかに保健所へ届け出てください。

お 願 い

※ 報道機関各位におかれましては、患者及び患者家族等について、本人等が特定されないことがないよう、格段の御配慮をお願いします。

麻疹（はしか）について

- 麻疹（はしか）は、麻疹ウイルスによる感染症です。
- 感染力がきわめて強く、麻疹の免疫がない集団に1人の発症者がいたとすると、12～14人の人が感染すると言われていています（インフルエンザでは1～2人）。
- ほぼ100%の人に症状が現れますが、一度感染して発症すると一生免疫が持続すると言われています。

《症状》

- 麻疹ウイルスに感染して10～12日後に、発熱や咳などの症状が現れます。
- 38℃前後の発熱が2～4日間続き、倦怠感、上気道炎症状（咳、鼻水、くしゃみなど）、結膜炎症状（結膜充血、目やに、光をまぶしく感じるなど）が現れて次第に強くなります。
- 発疹が現れる1～2日前ごろに口の中の粘膜に1mm程度の白い小さな斑点（コプリック斑）が出現します。コプリック斑は麻疹に特徴的な症状ですが、発疹出現後2日目を過ぎるころまでに消えてしまいます。
- コプリック斑出現後、体温は一旦下がりますが、再び高熱が出るとともに、赤い発疹が出現し全身に広がります。
- 発疹出現後3～4日で回復に向かい、合併症がない限り7～10日後には主症状は回復しますが、免疫力が低下するため、しばらくは他の感染症に罹ると重症になりやすく、体力などが戻るのに1か月くらいかかることも珍しくありません。
- 麻疹に伴って肺炎、中耳炎、脳炎などさまざまな合併症がみられることがあります。特に脳炎は、頻度は低い（1000人に1人）ものの死亡することがあり、注意が必要です。

《感染予防とまん延防止のために》 ～一人ひとりが気をつけましょう～

- 麻疹は、感染力がきわめて強いことから手洗いやマスクのみでの予防はできませんが、予防接種（ワクチン接種）を行うことによって、95%以上の人が免疫を獲得し、予防することができます。
- 予防接種は、自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも有効です。
- 医療・教育関係者や、海外渡航を計画されている方は、麻疹の罹患歴や予防接種歴を確認し、明らかでない場合は予防接種を検討してください。
- 麻疹の予防接種歴がない方で、発熱、咳、鼻水、眼球結膜の充血等麻疹に特徴的な症状が現れた方は、事前に医療機関に電話で連絡し、指示に従って受診してください。
その際、症状出現日の10～12日前（感染したと推定される日）の行動（海外の流行地や人が多く集まる場所へ行ったかどうか等）について、医療機関にお伝えください。

《麻疹の予防接種について》

～1歳になったら1回、小学校入学前の1年間にもう1回予防接種を受けましょう～

「生後12月から生後24月に至るまでの間にある者」及び「5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者」は、予防接種法に基づく定期の予防接種を受けることができます。

- ※ 接種を希望される方は、お住まいの市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。
- ※ 定期の予防接種の対象者以外の方で、麻疹の予防接種を希望される場合は、予防接種法に基づかない任意の接種で受けることができます（費用は自己負担となります）。医療機関の医師にご相談ください。
- 麻疹の流行がみられる国に渡航される方は、予防接種をご検討ください。なお、海外の流行情報は検疫所のホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）で確認することができます。